

8の3 集中的支援加算

1,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

[加える。]

8の4 人工内耳装用児支援加算

イ 人工内耳装用児支援加算(I)

(1) 利用定員が20人以下の場合	603単位
(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	531単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	488単位
(4) 利用定員が41人以上の場合	445単位

ロ 人工内耳装用児支援加算(II)

150単位

[加える。]

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

注2 ロについては、言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」といふ。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[加える。]

9 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I)	120単位
ロ 個別サポート加算(II)	150単位

9 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I)	100単位
ロ 個別サポート加算(II)	125単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対して、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

2 口については、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9の2 入浴支援加算 55単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいづれかの医療行為を必要とする状態である障害児（第3を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

10 医療連携体制加算

[イ～ヘ 略]

ト 医療連携体制加算⑧ 250単位

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

2 口については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

2 口については、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[加える。]

10 医療連携体制加算

[イ～ヘ 同左]

ト 医療連携体制加算⑨ 100単位

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

2 口については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

4 二については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc若しくはc若しくは1のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc又は1の口の(3)の(二)のa、b若しくはcを算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc若しくはc若しくは1のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc又は1の口の(3)の(二)のa、b若しくはcを算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合は、算定しない。

4 二については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいざれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)を算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいざれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)を算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)又は1のホを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc若しくは1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障害児であるときは又は1の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定しない。

11 送迎加算

- イ 障害児 (1のイ又はハを算定している障害児を除く。以下注1から注1の3までにおいて同じ。)に対して行う場合 54単位
- ロ 障害児 (1のイ又はハを算定している障害児に限る。以下このロ、注2及び注3において同じ。)に対して行う場合

- (1) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位
- (2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児（第3を除き、以下「中重度医療的ケア児」という。）の場合 80単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 注1から注3までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7 トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(3)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。

11 送迎加算

- イ 障害児 (重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位

- ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

[加える。]

[加える。]

注1 イについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

1の2 イ及び1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(3)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(3)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[加える。]

3 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12 延長支援加算		
<u>イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（口に規定する場合を除く。）</u>		
(1) 障害児の場合 ((2)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上 2時間未満の場合	92単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		
(一) 延長支援時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	256単位	
口 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において障害児に対し延長支援を行う場合		
(1) 障害児の場合 ((2)及び(3)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上 2時間未満の場合	92単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 医療的ケア児の場合 ((3)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長支援時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(二) 延長支援時間 2時間以上の場合	256単位	
(3) 重症心身障害児の場合		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(二) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	
<u>ハ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合</u>		
(1) 障害児の場合 ((2)に規定する場合を除く。)		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	61単位	
(二) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	92単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	123単位	
(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合		
(一) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(二) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(三) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	

注1 伊並びに口の(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この12において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この12において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 延長支援加算		
<u>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合</u>		
(1) 延長時間 1時間未満の場合	61単位	
(2) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	92単位	
(3) 延長時間 2時間以上の場合	123単位	
<u>口 重症心身障害児の場合</u>		
(1) 延長時間 1時間未満の場合	128単位	
(2) 延長時間 1時間以上 2時間未満の場合	192単位	
(3) 延長時間 2時間以上の場合	256単位	

[加える。]

[加える。]

2 イ又はロの(1)若しくは(2)を算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、イの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

3 ロの(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

2 ロについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

[加える。]

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	200単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ [加える。]	
ニ [加える。]	

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

2 ロについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

12の3 事業所間連携加算

- イ 事業所間連携加算(I) 500単位
ロ 事業所間連携加算(II) 150単位

注 指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

12の4 保育・教育等移行支援加算

- 注 1 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6ヶ月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

- 2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

- 3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

12の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算

- 注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、10の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

- 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

12の3 保育・教育等移行支援加算

500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

[加える。]

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 削除

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 389単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 501単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 338単位

二 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 450単位

注1 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定医療型児童発達支援（指定通所基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- （一）医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70
- （二）医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

4 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2 家庭連携加算

- | | |
|----------------|-------|
| イ 所要時間1時間未満の場合 | 187単位 |
| ロ 所要時間1時間以上の場合 | 280単位 |

注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員（以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

- | | |
|------------------|-------|
| イ 事業所内相談支援加算(I) | 100単位 |
| ロ 事業所内相談支援加算(II) | 80単位 |

注1 イについては、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、指定医療型児童発達支援事業所等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

3 食事提供加算

- | | |
|--------------|------|
| イ 食事提供加算(I) | 30単位 |
| ロ 食事提供加算(II) | 40単位 |

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6単位

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5 第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出した指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5 第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。7の3において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5 第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算	94単位
注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の口又はニを算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。	
7 特別支援加算	54単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。	
7の2 送迎加算	37単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	
7の3 保育職員加配加算	50単位
注1 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
2 医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。	
8 個別サポート加算	
イ 個別サポート加算(I)	100単位
ロ 個別サポート加算(II)	125単位
注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定医療型児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	

9 延長支援加算		
イ 肢体不自由児の場合		
(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位	
(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合	92単位	
(3) 延長時間2時間以上の場合	123単位	
ロ 重症心身障害児の場合		
(1) 延長時間1時間未満の場合	128単位	
(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合	192単位	
(3) 延長時間2時間以上の場合	256単位	
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。		
9の2 関係機関連携加算		
イ 関係機関連携加算(I)	200単位	
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位	
注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1ヶ月に1回を限度として、所定単位数を加算する。		
注2 ロについては、小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。		
9の3 保育・教育等移行支援加算	500単位	
注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。		
10 福祉・介護職員処遇改善加算		
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数		

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（口からニまでのいずれかに該当する場合を除く。）

(1) 時間区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が30分以上1時間30分以下）

→ 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合	2,591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,399単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,304単位

(2) 医療的ケア区分2

a 利用定員が10人以下の場合	1,583単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,391単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,296単位

(3) 医療的ケア区分1

a 利用定員が10人以下の場合	1,247単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,055単位
c 利用定員が21人以上の場合	960単位

(4) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が10人以下の場合	574単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	382単位
c 利用定員が21人以上の場合	287単位

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合、1から9のまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上）

→ 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合	2,604単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,402単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,302単位

(2) 医療的ケア区分2

a 利用定員が10人以下の場合	1,604単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,402単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,302単位

(3) 医療的ケア区分1

a 利用定員が10人以下の場合	1,271単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,069単位
c 利用定員が21人以上の場合	969単位

(4) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が10人以下の場合	604単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	402単位
c 利用定員が21人以上の場合	302単位

(2) 時間区分2(指定放課後等デイサービスの提供時間が1時間30分超3時間以下)	
(→) 医療的ケア区分3	
a 利用定員が10人以下の場合	2,627単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,423単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,322単位
(二) 医療的ケア区分2	
a 利用定員が10人以下の場合	1,618単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,414単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,313単位
(三) 医療的ケア区分1	
a 利用定員が10人以下の場合	1,282単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,078単位
c 利用定員が21人以上の場合	977単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a 利用定員が10人以下の場合	609単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	406単位
c 利用定員が21人以上の場合	305単位
(3) 時間区分3(指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間超5時間以下)	
(→) 医療的ケア区分3	
a 利用定員が10人以下の場合	2,683単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,461単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,361単位
(二) 医療的ケア区分2	
a 利用定員が10人以下の場合	1,674単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,452単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,352単位
(三) 医療的ケア区分1	
a 利用定員が10人以下の場合	1,339単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,116単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,016単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a 利用定員が10人以下の場合	666単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	443単位
c 利用定員が21人以上の場合	343単位

[削る。]

(2) 区分2(指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満)	
(→) 医療的ケア区分3	
a 利用定員が10人以下の場合	2,591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,393単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,295単位
(二) 医療的ケア区分2	
a 利用定員が10人以下の場合	1,591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,393単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,295単位
(三) 医療的ケア区分1	
a 利用定員が10人以下の場合	1,258単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,060単位
c 利用定員が21人以上の場合	962単位
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a 利用定員が10人以下の場合	591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	393単位
c 利用定員が21人以上の場合	295単位

[加える。]

□ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合 (ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)	
(1) 医療的ケア区分3	
(→) 利用定員が10人以下の場合	2,721単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,480単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	2,372単位
(2) 医療的ケア区分2	
(→) 利用定員が10人以下の場合	1,721単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,480単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	1,372単位

□ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合
(ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)

(1) 医療的ケア区分3

- (→) 利用定員が10人以下の場合 2,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 2,372単位

(2) 医療的ケア区分2

- (→) 利用定員が10人以下の場合 1,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,372単位

□ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に使う場合	
(一) 利用定員が <u>5人以上7人以下の場合</u>	<u>1,771</u> 単位
(二) 利用定員が <u>8人以上10人以下の場合</u>	<u>1,118</u> 単位
(三) 利用定員が <u>11人以上の場合</u>	<u>692</u> 単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
(2) 休業日に行く場合	
(一) 利用定員が <u>5人以上7人以下の場合</u>	<u>2,056</u> 単位
(二) 利用定員が <u>8人以上10人以下の場合</u>	<u>1,299</u> 単位
(三) 利用定員が <u>11人以上の場合</u>	<u>817</u> 単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
△ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に使う場合	<u>430</u> 単位
(2) 休業日に行く場合	<u>507</u> 単位
△ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に使う場合	<u>534</u> 単位
(二) 休業日に行く場合	<u>602</u> 単位
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に使う場合	<u>430</u> 単位
(二) 休業日に行く場合	<u>507</u> 単位

注1 イの(1)及び(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後又は休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通

(3) 医療的ケア区分1	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>1,388</u> 単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>1,147</u> 単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>1,039</u> 単位
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>721</u> 単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>480</u> 単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>372</u> 単位
△ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に使う場合	
(一) 利用定員が <u>5人の場合</u>	<u>1,756</u> 単位
(二) 利用定員が <u>6人の場合</u>	<u>1,467</u> 単位
(三) 利用定員が <u>7人の場合</u>	<u>1,263</u> 単位
(四) 利用定員が <u>8人の場合</u>	<u>1,108</u> 単位
(五) 利用定員が <u>9人の場合</u>	<u>989</u> 単位
(六) 利用定員が <u>10人の場合</u>	<u>893</u> 単位
(七) 利用定員が <u>11人以上の場合</u>	<u>686</u> 単位
(2) 休業日に行く場合	
(一) 利用定員が <u>5人の場合</u>	<u>2,038</u> 単位
(二) 利用定員が <u>6人の場合</u>	<u>1,706</u> 単位
(三) 利用定員が <u>7人の場合</u>	<u>1,466</u> 単位
(四) 利用定員が <u>8人の場合</u>	<u>1,288</u> 単位
(五) 利用定員が <u>9人の場合</u>	<u>1,150</u> 単位
(六) 利用定員が <u>10人の場合</u>	<u>1,039</u> 単位
(七) 利用定員が <u>11人以上の場合</u>	<u>810</u> 単位
△ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に使う場合	<u>426</u> 単位
(2) 休業日に行く場合	<u>549</u> 単位
△ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に使う場合	<u>529</u> 単位
(二) 休業日に行く場合	<u>652</u> 単位
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に使う場合	<u>426</u> 単位
(二) 休業日に行く場合	<u>549</u> 単位

注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定

所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 イの(3)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ロの(1)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 ハの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の5 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロの(2)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハの(2)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 イの算定に当たっては、指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画(指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。(イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

[加える。]

1の2 ニの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ホの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロ及びハの(2)については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ニの(2)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ホの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

- 3 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分未満のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。
- 4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
→ 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70
→ 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50
- (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85
- 5 イ（休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。）、ロの(2)、ハの(2)又は二の(1)の(2)若しくは(2)の(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものを行う。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 6 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 3 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画（指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が提供が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、算定する。
- 4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
→ 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70
→ 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50
- (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85
- 5 ロ、ハの(2)、二の(2)又はホの(1)の(2)若しくは(2)の(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものを行う。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 6 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

- 6の2 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6の3 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6の5 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（口に該当する場合を除く。）
- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 利用定員が10人以下の場合 | 187単位 |
| (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 125単位 |
| (3) 利用定員が21人以上の場合 | 75単位 |
- ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。以下同じ。）において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 利用定員が5人の場合 | 374単位 |
| (2) 利用定員が6人の場合 | 312単位 |
| (3) 利用定員が7人の場合 | 267単位 |
| (4) 利用定員が8人の場合 | 234単位 |
| (5) 利用定員が9人の場合 | 208単位 |
| (6) 利用定員が10人の場合 | 187単位 |
| (7) 利用定員が11人以上の場合 | 125単位 |
- 7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注8、注10及び4の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注7及び注8において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を除く。以下この注7において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 (口に該当する場合を除く。)	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (1)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	152単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	59単位
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 ((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	49単位
(4) 児童指導員等を配置する場合 ((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が10人以下の場合	107単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	71単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	43単位
(5) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	90単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
口 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	374単位
(二) 利用定員が6人の場合	312単位
(三) 利用定員が7人の場合	267単位
(四) 利用定員が8人の場合	234単位
(五) 利用定員が9人の場合	208単位
(六) 利用定員が10人の場合	187単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	125単位
(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合 (1)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	305単位
(二) 利用定員が6人の場合	253単位
(三) 利用定員が7人の場合	216単位
(四) 利用定員が8人の場合	188単位
(五) 利用定員が9人の場合	167単位
(六) 利用定員が10人の場合	149単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	98単位

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	49単位
[加える。]	
[加える。]	
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	90単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
口 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	374単位
(二) 利用定員が6人の場合	312単位
(三) 利用定員が7人の場合	267単位
(四) 利用定員が8人の場合	234単位
(五) 利用定員が9人の場合	208単位
(六) 利用定員が10人の場合	187単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	125単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	247単位
(二) 利用定員が6人の場合	206単位
(三) 利用定員が7人の場合	176単位
(四) 利用定員が8人の場合	154単位
(五) 利用定員が9人の場合	137単位
(六) 利用定員が10人の場合	123単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	82単位

(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 ((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	247単位
(二) 利用定員が6人の場合	206単位
(三) 利用定員が7人の場合	176単位
(四) 利用定員が8人の場合	154単位
(五) 利用定員が9人の場合	137単位
(六) 利用定員が10人の場合	123単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	82単位
(4) 児童指導員等を配置する場合 ((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	214単位
(二) 利用定員が6人の場合	178単位
(三) 利用定員が7人の場合	153単位
(四) 利用定員が8人の場合	134単位
(五) 利用定員が9人の場合	119単位
(六) 利用定員が10人の場合	107単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	71単位
(5) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	180単位
(二) 利用定員が6人の場合	150単位
(三) 利用定員が7人の場合	129単位
(四) 利用定員が8人の場合	113単位
(五) 利用定員が9人の場合	100単位
(六) 利用定員が10人の場合	90単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位
8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注8及び6において「理学療法士等」という。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（口に該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	49単位

[加える。]

[加える。]

(3) その他の従業者を配置する場合

(一) 利用定員が5人の場合	180単位
(二) 利用定員が6人の場合	150単位
(三) 利用定員が7人の場合	129単位
(四) 利用定員が8人の場合	113単位
(五) 利用定員が9人の場合	100単位
(六) 利用定員が10人の場合	90単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位

8 理学療法士等（保育士を除く。以下この注8において同じ。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、注7の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(1) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	75単位

□ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(1) 利用定員が5人の場合	247単位
(2) 利用定員が6人の場合	206単位
(3) 利用定員が7人の場合	176単位
(4) 利用定員が8人の場合	154単位
(5) 利用定員が9人の場合	137単位
(6) 利用定員が10人の場合	123単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	82単位
9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 看護職員加配加算(I)	
(1) 利用定員が5人の場合	400単位
(2) 利用定員が6人の場合	333単位
(3) 利用定員が7人の場合	286単位
(4) 利用定員が8人の場合	250単位
(5) 利用定員が9人の場合	222単位
(6) 利用定員が10人の場合	200単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	133単位
ロ 看護職員加配加算(II)	
(1) 利用定員が5人の場合	800単位
(2) 利用定員が6人の場合	666単位
(3) 利用定員が7人の場合	572単位
(4) 利用定員が8人の場合	500単位
(5) 利用定員が9人の場合	444単位
(6) 利用定員が10人の場合	400単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	266単位
10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合	181単位
ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位

□ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(1) 利用定員が5人の場合	374単位
(2) 利用定員が6人の場合	312単位
(3) 利用定員が7人の場合	267単位
(4) 利用定員が8人の場合	234単位
(5) 利用定員が9人の場合	208単位
(6) 利用定員が10人の場合	187単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	125単位
9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出した主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 看護職員加配加算(I)	
(1) 利用定員が5人の場合	400単位
(2) 利用定員が6人の場合	333卖位
(3) 利用定員が7人の場合	286卖位
(4) 利用定員が8人の場合	250卖位
(5) 利用定員が9人の場合	222卖位
(6) 利用定員が10人の場合	200卖位
(7) 利用定員が11人以上の場合	133卖位
ロ 看護職員加配加算(II)	
(1) 利用定員が5人の場合	800卖位
(2) 利用定員が6人の場合	666卖位
(3) 利用定員が7人の場合	572卖位
(4) 利用定員が8人の場合	500卖位
(5) 利用定員が9人の場合	444卖位
(6) 利用定員が10人の場合	400卖位
(7) 利用定員が11人以上の場合	266卖位
10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合	181卖位
ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合	103卖位
ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	78卖位